## ◆気象に関する警報発令時の登校について◆

和歌山地方気象台ホームページ・テレビ和歌山・NHK で警報情報を確認してください。

なお、紀北地方に警報が出ている場合でも、パソコンまたは携帯電話により和歌山地方気象台ホームページ(<a href="http://www.jma-net.go.jp/wakayama">http://www.jma-net.go.jp/wakayama</a>)にアクセスして、必要に応じて、紀の川市や岩出市及び居住地の情報を確認してください。

## 通常授業日・・・紀の川市・居住地に関する警報情報で判断します。

- 1. <u>午前7時現在</u>において、紀の川市または居住地に<u>「暴風」「大雨」「洪水」</u>など気象に関する**いずれか**の警報(ただし、波浪・高潮警報は除く)が発令されているときは、自宅待機とする。
- 2. 午前**9時現在**において、紀の川市に発令されていた警報が解除されているときは、**1.0時4.5分 までに登校**する。(1.0時4.5分からSHRと1.0時5.5分から3限目以降の授業を実施する。た だし、昼食休憩を含む)
- 3. 午前11時現在も引続き、上記警報が紀の川市に発令されているときは、臨時休校とする。
- 4. 午前**11時現在**において、紀の川市に発令されていた警報が**解除**されているときは、**12時45 分までに登校**する。但し、居住地で警報が続いているときは、引き続き自宅待機とする。 (12時45分からSHRと12時55分から4限目以降の授業を実施する。ただし、昼食休憩 はとらない)
- 5. 登校後に上記警報が発令されたときは、学校の指示を受けて行動すること。

## 考査期間中・・・紀の川市または岩出市・居住地に関する警報情報で判断します。

- 6. 考査期間中に紀の川市または岩出市に上記警報が発令されたときは、その日は平常授業日として上記1~4を適用する。また、その日の試験は考査の予定最終日の翌日に実施する。 紀の川市・岩出市以外の居住地域で警報が発令されているときは、その居住地域の生徒は自宅待機とする。
- 7. 居住地で警報が発令されているとき及び、道路状況、被害状況、交通機関の乱れ等により止むを得ず登校できないとき、あるいは遅刻するときは、公欠扱いとする。必ず担任に届けること。

9:00 解除の時		11:00 解除の時	
$10:45 \sim 10:55$	SHR	$12:45 \sim 12:55$	SHR
$10:55 \sim 11:45$	3限の授業	$12:55 \sim 13:45$	4限の授業
$11:45 \sim 12:25$	昼休み	$13:55 \sim 14:45$	5限の授業
$12:25 \sim 13:15$	4 限の授業	$14:55 \sim 15:45$	6 限の授業
$13:25 \sim 14:15$	5 限の授業	(昼食休憩はと	らない)
$14:25 \sim 15:15$	6 限の授業		

## ◆考査期間中のJR不通時の対応について◆

気象警報が発令されていなくても、JR和歌山線が不通の場合があります。その場合、次のような対応をします。

午前7時現在、粉河駅に向かうJR和歌山線上下線のいずれかで運行を見合わせており、運行再開の見通しが立たない場合、その日の考査は延期し、午前中授業(4時間)とします。ただし、遅れても運行する場合は、その日の考査時間を遅らせて考査を実施します。

考査が延期になった場合は、予定されていた考査最終日の翌日に、延期した考査と通常授業を行います。当日の時間割については、追って連絡します。